

市・県民税の申告

【会場】市役所4階大会議室  
 【期間】2月21日(金)～3月16日(月)(土・日・祝日を除く)  
 ※上記期間中は、市役所1階では申告書の受付を行いません。  
 【受付時間】午前9時～午後3時30分  
 ※状況によっては、受付を早めに終了する場合があります。

期 日	対象地区
2月21日(金)	北谷・内山・松川・三条・三条台 連歌屋・馬場・湯の谷・湯の谷西・大町 新町・白川・秋山・五条・五条西
2月25日(火)	
2月26日(水)	
2月27日(木)	五条台・東ヶ丘・星ヶ丘 高雄・高雄台・梅ヶ丘 梅香苑・緑台
2月28日(金)	
3月 2日(月)	
3月 3日(火)	
3月 4日(水)	水城・水城台・水城ヶ丘 国分・坂本・観世音寺 東観世・桜町・榎
3月 5日(木)	
3月 6日(金)	
3月 9日(月)	
3月10日(火)	
3月11日(水)	榎寺・芝原・通古賀・都府楼・大佐野 つつじヶ丘・ひまわり台・大佐野台 向佐野・長浦台・吉松・青葉台
3月12日(木)	
3月13日(金)	
3月14日(土)	
3月16日(月)	

※対象地区が異なる日でも申告できます。事前連絡は不要です。  
 ※郵送での申告も受け付けます。記入済の申告書に控除証明書などを添付してください。  
 ※会場は大変混雑します。特に申告受付開始初日や各日の午前中は混雑が予想されます。  
 ※駐車台数に限りがありますので、まほろば号などの公共交通機関をご利用ください。

【市・県民税の申告に必要なもの】

必要なもの			
<input type="checkbox"/>	年金や給与の源泉徴収票など、令和1年中の所得がわかるもの	<input type="checkbox"/>	本人確認ができる書類 (運転免許証、障害者手帳、パスポートなど)
<input type="checkbox"/>	令和1年中に支払った健康保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書	<input type="checkbox"/>	本人および扶養親族の個人番号が確認できる書類 (マイナンバーカード、通知カードなど)
<input type="checkbox"/>	印鑑(認め印可)		
該当者のみ			
<input type="checkbox"/>	〈代理人が申告する場合〉 代理人の本人確認書類 委任状	<input type="checkbox"/>	〈医療費控除を申告する場合※〉 医療費控除の明細書 または 病院や薬局の領収書を集計したもの
<input type="checkbox"/>	(障害者控除を申告する場合) 障害者手帳等	<input type="checkbox"/>	〈国外居住親族を扶養親族として申告する場合〉 親族関係書類 送金関係書類

※医療費控除を申告する場合は、医療を受けた人ごとに病院や薬局の領収書を整理し、必ず事前に集計をお願いします。集計されていない場合、後の人を先にご案内することがございますのでご了承ください。

【市・県民税の申告が必要な人】

令和2年1月1日現在、本市に住所がある人  
 ただし、次の人は市県民税の申告をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告をする人(市役所で受け付けは行っていません)
- ②給与所得のみの人で、勤務先から市役所へ給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人(提出の有無については勤務先へご確認ください)
- ③公的年金等の所得のみの人で控除の追加がない人
- ④無収入で同一世帯のどなたかの扶養親族になっていた人

※上記の①～④に該当する人でも、国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金などの関係で申告が必要な場合があります。  
 ※給与・年金以外で少額でも収入があった場合、所得税の確定申告が不要であっても、市・県民税の申告は必要です。  
 ※申告が必要と思われる人には、申告書を郵送します。郵送されていない人で申告が必要と思われる場合は、お問い合わせください。

所得税の確定申告

【会場】イオンモール筑紫野 3階イオンホール(筑紫野市立明寺434-1)  
 【期間】2月17日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日を除く)  
 【時間】午前9時～午後4時  
 ※期間中、筑紫税務署本庁舎では、作成済の申告書の提出は受け付けますが、申告相談は行いません。  
 ※詳細は1月1日号の広報だざいふ7頁をご覧ください。

確定申告相談会場

【対象】65歳以上(昭和30年1月1日以前生)で、収入が年金・給与のみの人  
 【会場】いきいき情報センター 2階多目的ホール  
 【日時】2月4日(火)～7日(金) 午前9時～午後4時  
 【定員】各日先着120人(定員になり次第終了)  
 ※収入が年金・給与のみで、病気や体が不自由であるため、筑紫税務署の確定申告会場での申告(相談)が困難な人は、本市の確定申告相談会場をご利用ください。

【必要なもの】  
 ●「市・県民税の申告に必要なもの」に記載しているもの。  
 ●申告者本人の口座番号がわかるもの(所得税の還付がある人のみ)